

告 示

埼玉県告示第五十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により
桶川市加納原土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定により公
告する。

令和二年一月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕